

第8章 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

1. 景観重要建造物の指定の方針

(1) 現状

茨木市では西国街道が東西に、亀岡街道が南北に走っており、椿の本陣等の歴史的価値の高い建造物が存在しています。

また、近世には城下町として賑わい、江戸時代には多くの造り酒屋等が軒を連ねる在郷町として、三島地域の社会的、経済的中心となっていたことから、多くの町家や社寺が残っています。

(2) 指定にあたっての基本方針

道路等、公共の場所から容易に見ることができ、以下の項目のいずれかに該当するものについて指定を検討します。

また、所有者等も指定を提案することができます。(法第20条)

景観重要建造物の指定を行う際には、所有者の同意を得た上で、特に保全が必要であると認められた建造物について、指定します。

- 歴史的、文化的価値を有していると認められる建造物
- 地域の景観形成を推進する上でシンボルとなり得ると認められた建造物
- 地域における伝統的な様式を継承していると認められる建造物
- 市民に親しまれ、愛され、誇りとなっていると認められる建造物

2. 景観重要樹木の指定の方針

(1) 現状

市内には、樹齢やその姿等から見て、優れていると考えられる樹木や、地域のランドマークとして、市民に親しまれている樹木があります。

(2) 指定にあたっての基本方針

景観重要建造物と同様に、道路等、公共の場所から容易に見ることができ、以下の項目のいずれかに該当するものについて指定を検討します。

また、所有者等も指定を提案することができます。(法第29条)

景観重要樹木の指定を行う際には、審議会等の意見を聞くものとし、所有者の同意を得た上で、特に保全が必要であると認められた樹木について、指定します。

- 樹種、樹齢、樹容等からみて、景観上優れていると認められる樹木
- 地域のランドマークやシンボルとなっていると認められる樹木
- 市民に親しまれ、愛され、誇りとなっていると認められる樹木